

お お か わ し せ い ね ん こ う け ん せ ん た -  
**大川市成年後見センター**

ご あ ん ない  
**ご案内**

きがる  
お気軽に  
そうだん  
ご相談くだ  
さい



せいねんこうけんせいど りょう かん そうだん  
**成年後見制度の利用に関する相談**

そうだんいん そうだん  
**相談員による相談**

せいねんこうけんせいど りょう ひつよう ひと  
成年後見制度の利用を必要とする人やその  
かぞく しえんしゃ かんけいきかん そうだん おう  
家族、支援者や関係機関からの相談に応じ  
ます。

げつ きんようび  
**月～金曜日 8:30～17:00**  
**0944-32-9490**  
(木の香園相談支援センター内)

こうほう けいはつ  
**広報・啓発**



でんわ らいしょ ほうもん  
電話や来所、訪問による  
そうだん う  
相談をお受けします。

せいねんこうけんせいど かん じょうほうはっしん こうえんかい  
成年後見制度に関する情報発信、講演会や  
けんしゅうかい かいさい しみん かんけいきかん かたがた  
研修会の開催など市民や関係機関の方々に  
ひろ こうほう けいはつ おこな  
広く広報・啓発を行います。



しゃかいふくしほうじん おおかわしふくしかい  
**社会福祉法人大川市福祉会**

 <https://www.kinokaen.or.jp/>

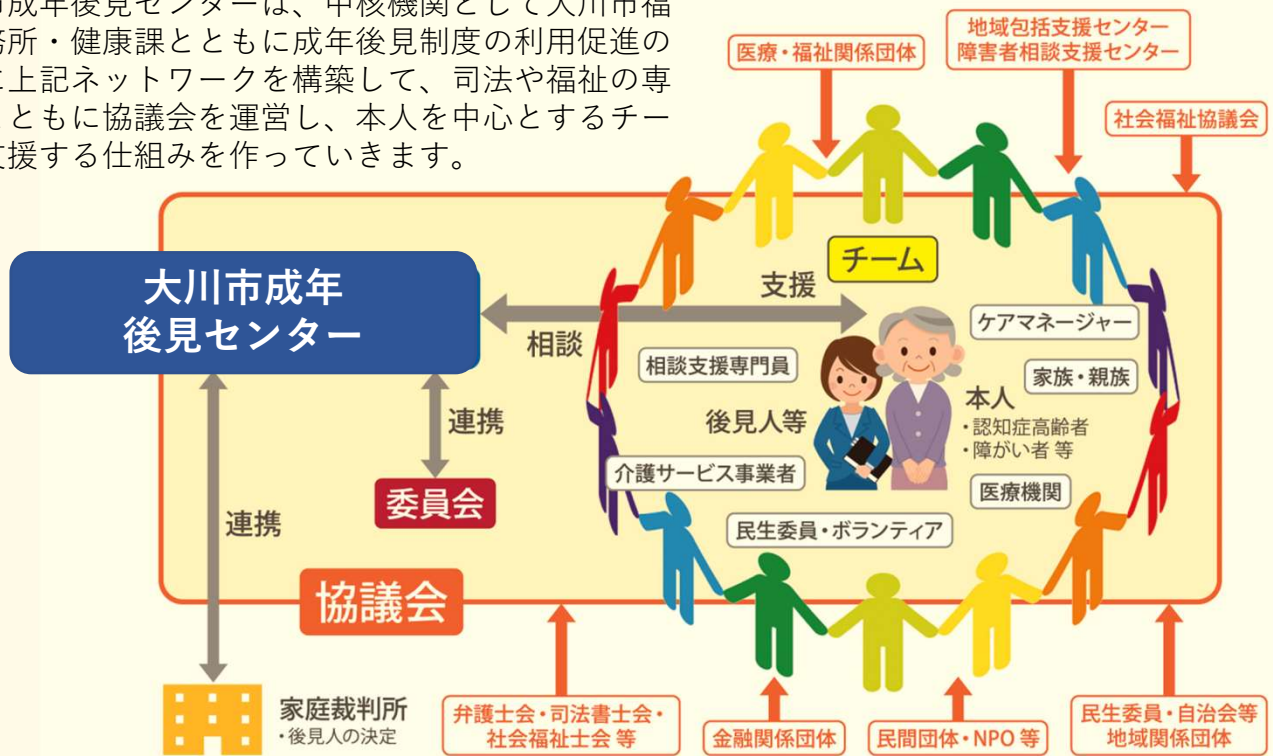
おおかわし

けんりようごしえん

ちいきれんけい

# 大川市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」

大川市成年後見センターは、中核機関として大川市福祉事務所・健康課とともに成年後見制度の利用促進のために上記ネットワークを構築して、司法や福祉の専門家とともに協議会を運営し、本人を中心とするチームを支援する仕組みを作っていきます。



せいねんこうけんせいど

ほうていこうけんせいど

## 成年後見制度（法定後見制度）について

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人（保佐人・補助人）を選任し、本人を保護・支援する制度です。

とあ  
問い合わせ

おおかわしせいねんこうけんせんたー  
大川市成年後見センター



<https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/>

裁判所

COURTS IN JAPAN

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp1/index.html>

〒831-0032 大川市大字北古賀245-3

社会福祉法人大川市福祉会

木の香園相談支援センター内

直通電話 0944-32-9490

F A X 0944-32-9598

メール [soudan@kinokaen.or.jp](mailto:soudan@kinokaen.or.jp)

ホームページ <https://www.kinokaen.or.jp>